



埼玉県報

第 2 4 1 5 号
平成24年8月14日
火 曜 日

目 次

規則

- [クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則\(生活衛生課\)](#)
- [理容師法施行細則の一部を改正する規則\(生活衛生課\)](#)
- [美容師法施行細則の一部を改正する規則\(生活衛生課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [荒木郷地裏土地改良区の役員就退任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合の役員の氏名及び住所の届出\(市街地整備課\)](#)
- [遺失物管理システム機器等の賃貸借に関する落札者等の公示\(会計課\)](#)
- [県道川越所沢線の区域変更\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道川越栗橋線の供用開始\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定の変更\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

正誤

- [埼玉県告示第892号中訂正\(社会福祉課\)](#)

規則

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年八月十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第五十六号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「あて先」を「宛先」に「（2）無

」を「（2）無」に改訂する。
注 届出者が個人の

場合は、氏名を自署することにより、押印を省略できます。」に改訂する。

「 5 添付書類

様式第三号中「あて先」を「宛先」に

「 5 添付書類

を

注 届出者が個人の場合は、氏名を

に改訂する。

自署することにより、押印を省略できます。」

様式第四号（一）中「あて先」を「宛先」に改訂し、同様式の添付書類の次に次のように改訂する。

注 届出者が氏名を自署することにより、押印を省略できます。

様式第四号（二）及び様式第四号（三）中「あて先」を「宛先」に改訂する。

様式第五号中「あて先」を「宛先」に改訂し、同様式の添付書類を次のように改訂する。

添付書類

戸籍の謄本又は抄本（外国人の場合は、次の1又は2に掲げる区分に応じ、当該1又は2に掲げる書類）

1 中長期在留者又は特別永住者 住民票の写し（国籍等を記載したものに
限る。）

2 1に掲げる者以外の者 旅券の写し

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の添付資料2を次のように改
める。

2 戸籍の謄本又は抄本その他申請の原因となる事実を証するものとして知事

が認める書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十七号

理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則（昭和四十一年埼玉県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あて先」を「宛先」「に」「証明書」を「申請書の写し」に改める。

様式第二号から様式第三号（三）まで及び様式第五号から様式第八号までの規定中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十八号

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則（昭和四十一年埼玉県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あつぎ」を「短靴」に、「証明書」を「任用細の写し」に改める。
様式第二号から様式第三号（三）まで及び様式第五号から様式第八号までの規定中「あつぎ」を「短靴」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千二百二十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年八月八日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前）特定非営利活動法人安心な生活が出来るクリーンエコロジーをつくる会

（変更後）特定非営利活動法人nagomi

三 代表者の氏名

柳 下 進

四 主たる事務所の所在地

埼玉県戸田市笹目六丁目十三番十一号

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、健常者を問わず、すべての人々に対し、ものづくり等を通じ、雇用機会の拡充、職業能力の開発事業を行い、自立と自主性を確立し、積極的に社会に参加、貢献できるよう支援することにより、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千百二十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年八月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人M Gスポーツ・春日部

三 代表者の氏名

平井 恵子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県春日部市粕壁東一丁目二番二 二〇三号

五 定款に記載された目的

この法人は、総合型地域スポーツクラブを支援し、青少年・成人及び中高年者・障害者などのすべての人々にスポーツをする喜びを与え、いきがいつくりをすること、そして地域のコミュニケーションを図り、地域社会全体の活性化を促すとともに、生涯スポーツ振興に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百二十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年八月六日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人毛呂山サポートセンター

三 代表者の氏名

宮寺 律子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県入間郡毛呂山町大字大谷木二百六十八番地四

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、子育て中の母親と高齢者に対し、生活上の助言と支援を行い、子どもの健全育成と高齢者の福祉の増進に寄与して、地域社会に貢献することを目的とする。

（変更後）この法人は、子育て中の母親、障害者及び高齢者に対し、生活上の助言及び支援を行い、子どもの健全育成並びに障害者及び高齢者の福祉の増進に寄与して、地域社会に貢献することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千百二十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年八月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ファミリー絆
- 三 代表者の氏名
立 木 行 夫
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市大字峯五〇九番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、釣り人の人権・安全及び水辺環境の維持・保全等に係る事業を行ない、広く一般市民に船の体験及び川・海等の釣り文化を普及することにより、青少年の健全な成長、学術、文化芸術又はスポーツの振興を図る活動をおして、社会の発展に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー新座栗原店

埼玉県新座市栗原一丁目千二百二十二番地

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

（一）近隣住民から騒音等について苦情があった場合は、誠実に対応するよう努めてください。

（二）店舗への右折進入車輛及び右折退出車輛による歩行者、自転車との接触等安全対策に関して、十分な配慮をお願いします。

（三）新座市景観計画に配慮してください。

（四）交通渋滞等により、児童、生徒が事故に遭う危険性が増えないよう配慮をお願いします。

二 縦覧期間

平成二十四年八月十四日から平成二十四年九月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第千百四十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

エミオ狭山市

埼玉県狭山市祇園四 五十五

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）西武鉄道株式会社 代表取締役 白山進

（変更後）西武鉄道株式会社 代表取締役 若林久

ハ 変更年月日

平成二十四年六月二十六日

ニ 届出年月日

平成二十四年八月二日

二 縦覧期間

平成二十四年八月十四日から平成二十四年十二月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年八月十四日から平成二十四年十二月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
荒木郷地裏土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名
及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十四年八月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 就任	職名	氏名	住所
理事	野村正幸	埼玉県行田市大字荒木三千六百十五番地	
同	佐藤榮一	同 同 同 三千五百五十六番地	
同	松村幸雄	同 同 同 三千六百二十二番地	
同	井ノ山竹男	同 同 同 三千五百八十番地二	
同	野口忠義	同 同 同 三千五百八十三番地	
同	北岡一	同 同 同 三千五百七十番地	
同	國島健一	同 同 同 千九百十三番地二	
同	北岡孝一	同 同 同 三千五百八十一番地	
同	野口誠一	同 同 同 三千六百三十四番地四	
同	園部弘行	同 同 同 須加八百七十五番地	
同	鎗田榮	同 同 同 荒木三千五百四十五番地	
同	北岡秀雄	同 同 同 三千六百三十番地	
同	野口洋	同 同 同 三千六百二十九番地一	
同	片柳三郎	同 同 同 五千百四十一番地	
同	武井修	同 同 同 二千三百二十七番地二	
同	高澤進	同 同 同 千五百二十三番地二	
同	木元庸夫	同 同 同 二千十三番地	
同	石田雄一	同 同 同 千九百五十四番地	
同	間々田英治	同 同 同 千六百二番地	
監事	木元紘一	同 同 同 千九百九十番地一	
同	園部修	同 同 同 須加四千百十一番地	
同	木元孝吉	同 同 同 荒木千八百五十三番地一	

二 退任

職名	氏名	住 所
理事	野村正幸	埼玉県行田市大字荒木三千六百十五番地
同	佐藤榮一	同 同 三千五百五十六番地
同	松村幸雄	同 同 三千六百二十二番地
同	井ノ山竹男	同 同 三千五百八十番地二
同	野口忠義	同 同 三千五百八十三番地
同	北岡一	同 同 三千五百七十番地
同	國島健一	同 同 千九百十三番地二
同	北岡孝一	同 同 三千五百八十一番地
同	野口誠一	同 同 三千六百三十四番地四
同	園部弘行	同 同 須加八百七十五番地
同	鎗田榮	同 同 荒木三千五百四十五番地
同	北岡秀雄	同 同 三千六百三十番地
同	野口洋	同 同 三千六百二十九番地一
同	片柳三郎	同 同 五千四百四十一番地
同	武井修	同 同 二千三百二十七番地二
同	高澤進	同 同 千五百二十三番地二
同	野口福次郎	同 同 三千六百番地
同	石田安雄	同 同 千九百五十四番地
同	間々田英治	同 同 千六百二番地
監事	木元紘一	同 同 千九百九十番地一
同	園部修	同 同 須加四千百十一番地
同	野口菊雄	同 同 荒木三千五百八十二番地一

告 示

埼玉県告示第千四百四十二号

測量計画機関の長である坂戸市長石川清から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

坂戸市

二 作業種類

公共測量（復旧測量（基準点））

三 作業地域

坂戸市（全域）

四 作業期間

平成二十四年六月十三日から平成二十四年八月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千四百四十二号

測量計画機関の長である新座市長須田健治から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

新座市

二 作業種類

公共測量（画地確定測量）

三 作業地域

新座市 新座駅北口土地区画整理事業 地域

四 作業期間

平成二十四年七月十三日から平成二十五年一月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千四百四十四号

測量計画機関の長である春日部市長石川良三から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

春日部市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

春日部市（全域）

四 作業期間

平成二十四年六月二十二日から平成二十五年二月二十八日まで

告示

埼玉県告示第千四百四十五号

測量計画機関の長である蓮田市長中野和信から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年八月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

蓮田市

二 作業種類

公共測量（一、二級基準点改測、改算（測地成果一一一対応）

三 作業地域

蓮田市 地内

四 作業期間

平成二十四年六月二十一日から平成二十五年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千四百四十六号

測量計画機関の長である三郷市長木津雅晟から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

三郷市

二 作業種類

公共測量（一、二級基準点改測、改算（測地成果二一一対応）

三 作業地域

三郷市全域

四 作業期間

平成二十四年七月十八日から平成二十四年十月二十六日まで

告 示

埼玉県告示第千四百四十七号

測量計画機関の長である川口市長岡村幸四郎から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川口市

二 作業種類

公共測量（東北地方太平洋沖地震に伴う道路台帳成果補正委託）一級基準点改測 九点、二級基準点改測（一級基準点精度）五十四点、二級基準点改算 百二十八点、三級基準点改算 千百十九点、街区基準点及び三級基準点節点 千四百五十四点、補助点及び四級基準点 四千二百一十点）

三 作業地域

川口市全域

四 作業期間

平成二十四年七月二十四日から平成二十五年三月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第千四百四十八号

測量計画機関の長である入間郡毛呂山町長井上健次から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

入間郡毛呂山町

二 作業種類

公共測量（毛呂山町都市計画基本図更新）

三 作業地域

入間郡毛呂山町中央部の一部（県道飯能寄居線バイパス）

四 作業期間

平成二十四年七月二十六日から平成二十四年十月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千四百四十九号

測量計画機関の長である川口市長岡村幸四郎から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川口市

二 作業種類

公共測量（道路台帳図等補正測量委託）二級基準点測量 四点、三級基準点測量 三十六点）

三 作業地域

川口市神戸地区

四 作業期間

平成二十四年七月二十四日から平成二十五年三月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第千五百五十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により
桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったの
で、次のとおり公告する。

平成二十四年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

退任した理事の氏名及び住所

青木 誉豊 桶川市大字上日出谷三百三番地

岩崎 孝男 桶川市大字上日出谷千八百八番地の一

江森 次郎 桶川市大字上日出谷八百三十七番地の八

江森 平八 桶川市大字上日出谷千八十六番地の二

岸 壽茂 桶川市大字上日出谷九百五十七番地の二

岸 隆夫 桶川市大字上日出谷千九百九十九番地

岸 徳雄 桶川市大字上日出谷千八百十八番地

岸 紀男 桶川市大字上日出谷千九百九十九番地

熊井 元一 桶川市大字上日出谷百九十八番地

熊井 靖治 桶川市大字上日出谷千七百七十八番地

小池 勉 桶川市大字上日出谷九百二十四番地の二十五

白子 敏夫 桶川市大字上日出谷九百三十五番地

関根 恒雄 桶川市大字下日出谷八百二十七番地の百三十一

堤 章 桶川市大字上日出谷千七百七十六番地の二十

長島 榮一 桶川市大字上日出谷四百五十七番地

長島 武 桶川市大字上日出谷七百四十八番地

長島 政次 桶川市大字上日出谷千七百七十九番地

原島 貞夫 桶川市大字上日出谷八十番地の一

原島 忠男 桶川市大字上日出谷百三番地

森谷 金治 桶川市大字上日出谷九百八十一番地の十二

吉澤 正人 桶川市大字上日出谷千七百七十四番地の四

就任した理事の氏名及び住所

岩崎 孝男 桶川市大字上日出谷千八百八番地の一

江森 誠一 桶川市大字上日出谷九百十九番地の三

岸 壽茂 桶川市大字上日出谷九百五十七番地の二

岸 隆夫 桶川市大字上日出谷千九百九十九番地

岸	德雄	桶川市大字上日出谷千百十八番地
岸	紀男	桶川市大字上日出谷千百九番地
小池	勉	桶川市大字上日出谷九百二十四番地の二十五
小池	司尚	桶川市大字上日出谷千百四十一番地
白子	敏夫	桶川市大字上日出谷九百三十五番地
関根	恒雄	桶川市大字下日出谷八百二十七番地の百三十一
堤	章	桶川市大字上日出谷千七十六番地の二十
中島	文秀	桶川市大字下日出谷六百八十三番地の一
長島	榮一	桶川市大字上日出谷四百五十七番地
長島	武	桶川市大字上日出谷七百四十八番地
長島	徳治	桶川市大字上日出谷六百七十九番地
長島	初男	桶川市大字上日出谷千百七十九番地
長島	操	桶川市大字上日出谷九百十八番地の五
長島	好文	桶川市大字上日出谷千百五十四番地の一
原島	貞夫	桶川市大字上日出谷八十番地の一
原島	忠男	桶川市大字上日出谷百三番地
森谷	金治	桶川市大字上日出谷九百八十一番地の十二

告示

埼玉県告示第千百五十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年八月十四日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
遺失物管理システム機器等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3 丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成24年6月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額
274,900,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成24年5月15日

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年八月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 小 島 一 男

一 道路の種類 県道

二 道路線名 川越所沢線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>一一九番三地先まで 同市大字上安松字二ツ塚前</p>	<p>所沢市大字上安松字二ツ塚 前一一七番三地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・二四 一一・〇八</p>	<p>一一・二四 九・八三</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>三七・七〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備考</p>

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年八月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月十四日

埼玉県東松山県土整備事務所長 水村 正和

川越栗橋線	路線名
比企郡川島町大字下猪 字前野五二九番一地先	供用開始の区間
平成二十四年八月十四日	供用開始の期日
平成二十一年十月二十三日付 埼玉県東松山県土整備事務所 長告示第七十号で変更した道 路予定区域の一部供用開始で ある。 延長六〇・一五メートル	備考

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十四年七月十一日第三号で指定をした道路を次のとおり変更した。

平成二十四年八月十四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

第一号		変更番号
建築基準法 第四十二條 第一項第四号		指定の変更に係 る道路の種類
平成二十四年 八月八日		指定の変更の 年 月 日
変更後	変更前	指定の変更に係 る道路の位置
地先より 無地番(市道)まで	埼玉県戸田市大字新豊字柳原六五五 一 地先より 埼玉県戸田市大字新豊字柳原七五二 一 地先まで	
約一〇六・二〇	約一〇一・五〇	指定の変更に 係る道路の延長 (単位メートル)
一〇・〇〇	二〇・〇〇	指定の変更に 係る道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年八月十四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十四年八月一日

指令越建セ第二三〇〇二八二号

二 検査済証番号

平成二十四年八月八日

越建セ第二三九一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根字大堀九百九十四番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松二丁目四番三十五号

内田 由美

正 誤

埼玉県告示第八百九十二号（平成二十四年六月二十九日第二千四百二号）中訂正

ページ	表中	行
四	名称	前から七

誤

デイサービス彩の家 けやき台

正

デイサービス彩りの家 けやき

